知っておきたい

みんなの年金ガイド

新成人の皆様へ 国民年金に加入しましょう！

今月の年金相談
1月20日(水)
10:40～12:00
13:00～15:00
完全予約制
相談日の2日前までに申し込みください
第1・2会議室

○国民年金に加入しましょう！

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば、一部の人々（※）を除き、国民年金第１号の加入手続きをすることが必要です。

※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人

○まず何をすればよいのか？

①「国民年金被保険者資格取得届書」を提出します。

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送られる「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を明記し、八雲町役場または各支所、函館年金事務所に提出してください。

②「年金手帳」が届きます。

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。また、就職の際に勤務先へ提出することもあります。大切に保管してください。

（厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送られません）

③「国民年金保険料納付書」が届きます。

納付書で保険料を納めてください。（ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料）保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

○保険料を納めることが難しい時は……

保険料を納めることが経済的に難しいときは、「学生納付特例制度」か「若年者納付猶予制度」の手続きを行いましょう。八雲町役場または各支所、函館年金事務所にて受け付けています。

①「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

②「若年者納付猶予制度」

学生ではない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570－05－1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138－56－1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138－82－8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口５番）		☎0137－62－2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398－2－3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係（☎0137-62-2112）までご連絡願います。